

都市計画総括図 s=1:5,000

体育館【彦根市スポーツ・文化交流センター】
面積：約3.2ha

凡例
体育館の変更範囲

都市計画図【 変更後 】S=1: 2,500

200%
第1種中高層住専
60%

200%
第1種住居
60%

200%
近隣商業
80%
敷地界

体育館
(彦根市スポーツ・文化交流センター)
彦根市新市民体育センター
[まちなか交流施設含む
・建築物の各部分の高さは、
第1種住居地域の規定を遵守する]

体育館【彦根市スポーツ・文化交流センター】
面積：約3.2ha

200%
第1種中高層住専
60%

200%

300%
近隣商業

200%
近隣商業
80%

凡例
体育館の変更範囲



彦根長浜都市計画体育館の変更（彦根市決定）

都市計画体育館を次のように変更する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	体 育 館 名			
1	彦根市スポーツ・文化交流センター	彦根市小泉町、西今町	約 3.2ha	・まちなか交流施設含む ・建築物の各部分の高さは第1種住居地域の規定を遵守する

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市施設は、円滑な都市計画を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な施設であり、都市施設を都市計画に定めることで、計画段階における整備に必要な区域の明確化や土地利用のほか、都市施設間の計画の調整、さらに将来の都市において必要な施設の規模、配置を広く明確に示すことで開かれた手続きにおいて地域社会の合意形成を図ることができるなど様々な意義があります。また、防災拠点としての機能を備えた施設の整備は、市民の防災意識の向上にもつながり、災害時における迅速な対応を可能にします。

このようなことから、本市でも道路や駅前広場、公園、市場、ならびに火葬場など様々な都市施設を都市計画に定めています。

現在の体育館の区域内に新たに都市計画図書館を決定し、駐車場を拡張することから、今回、体育館の区域を変更します。また、名称につきましても「彦根市新市民体育センター」から「彦根市スポーツ・文化交流センター」へ併せて変更します。

彦根長浜都市計画体育館の変更 新旧対照表（彦根市決定）

	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	体 育 館 名			
新	1	彦根市スポーツ・文化 交流センター	彦根市小泉町、西今町	約 3. 2ha	・まちなか交流施設含む ・建築物の各部分の高さは 第 1 種住居地域の規定を 遵守する
旧	1	彦根市新市民体育セ ンター	彦根市小泉町、西今町	約 3. 5ha	・まちなか交流施設含む ・建築物の各部分の高さは 第 1 種住居地域の規定を 遵守する